

令和7年12月議会

生活環境委員会 報告資料

- 脱炭素戦略 2040 の骨子案について 2 頁
- 生物多様性ふくおか戦略の骨子案について 10 頁
- 西部資源化センター解体工事請負契約の締結について 19 頁
- 新西部工場（仮称）整備事業の入札中止について 24 頁

環 境 局

脱炭素戦略2040の骨子案について

(福岡市地球温暖化対策実行計画及び福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画の改定)

I. 報告の趣旨

令和7年2月の国の地球温暖化対策計画の改定により、2035年度（2013年度比60%削減）及び2040年度（2013年度比73%削減）における国全体の温室効果ガス排出削減目標が設定されたこと等から、「福岡市地球温暖化対策実行計画」及び「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」の改定を一体的に行い、「脱炭素戦略2040」の策定の検討を進めてきたところであり、今回、骨子案について報告するもの。

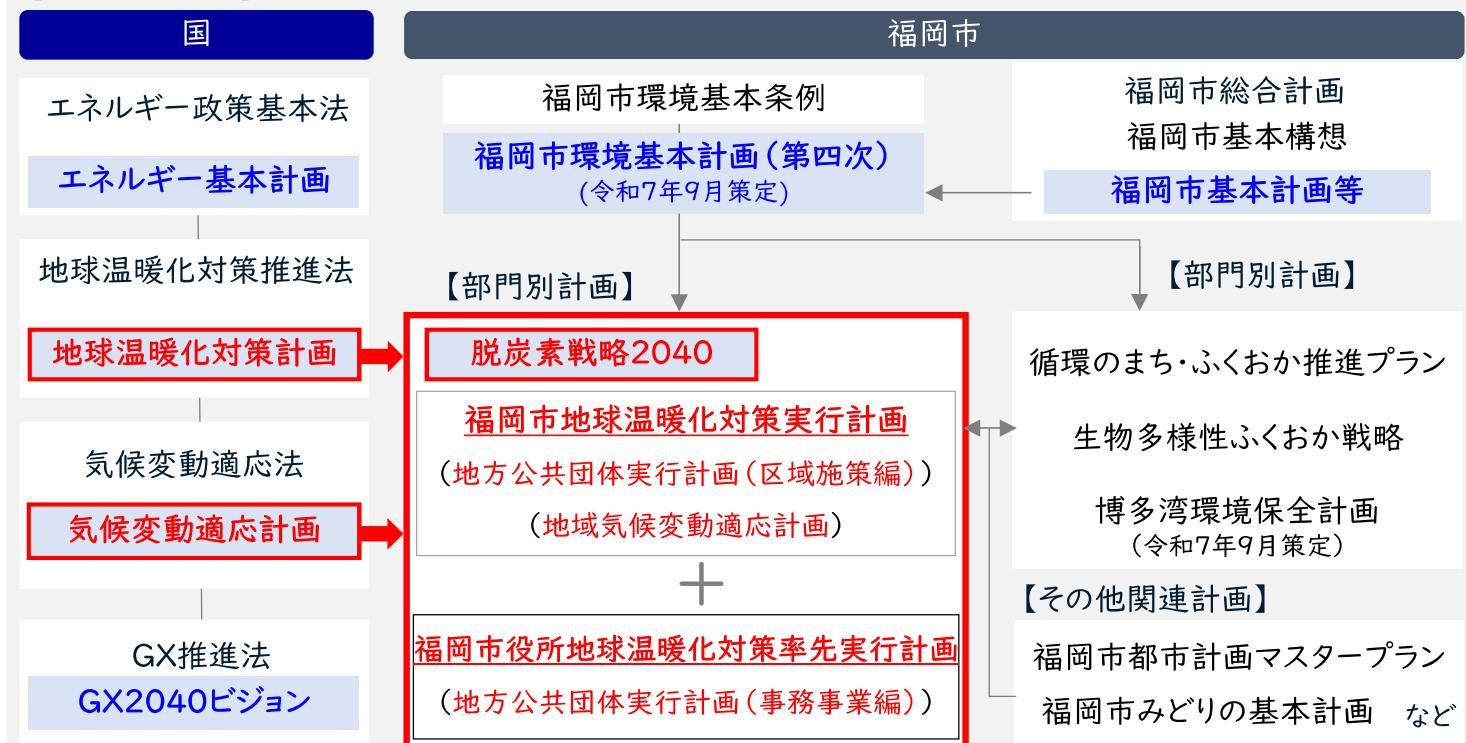
年	令和7年度		令和8年度	
市議会	6月 委員会 報告 (着手)	12月 委員会 報告 (骨子案)	6月 委員会 報告 (原案)	9月 本会議 報告 (策定)
環境審議会 実行計画協議会	7月 ■ 部会等 (着手)	11月 ■ 部会・総会等 (骨子案)	■ 部会等 (原案)	■ 総会 (原案)
市民意見			6月以降 ■ パブリック コメント	

2. 骨子案について

(1) 戰略の概要

位置づけ	・地球温暖化対策推進法第21条に基づく地方公共団体実行計画 気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画 ・福岡市環境基本計画（第四次）の部門別計画 ※チャレンジ目標「2040年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けた方針、ロードマップ
計画期間等	2026（令和8）年度から2040（令和22）年度 基準年度：2013（平成25）年度

[計画の体系図]



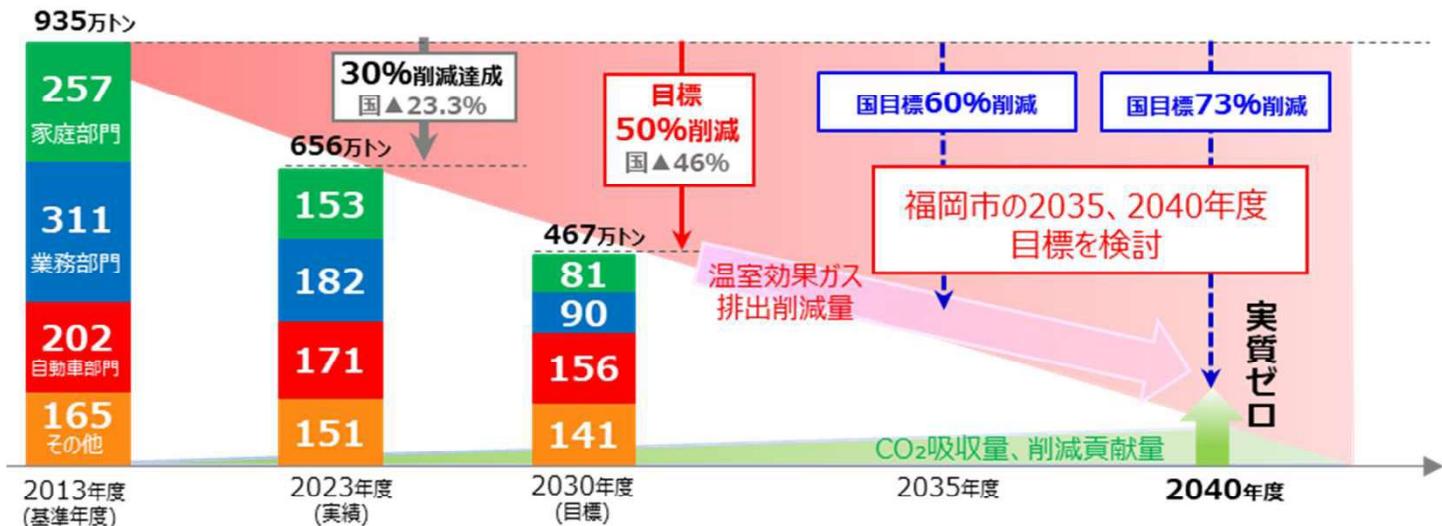
(2) 現計画の概要と現況

■ 現計画の概要

- 目指す姿 カーボンニュートラルを実装した都市をめざして
- チャレンジ目標 2040年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ
- 取組みの方向性 市域での温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、市外、海外への削減貢献、森林などによる吸収等を組み合わせて実質的な排出量ゼロを目指す

■ 福岡市域の現況

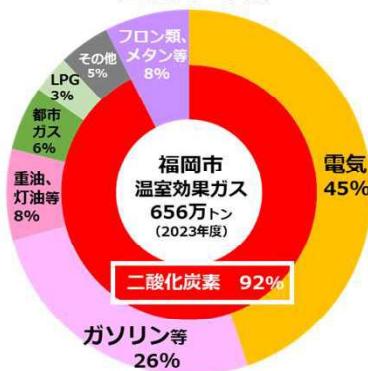
- 温室効果ガスの直近2023年度の排出量は656万トンで、過去最高の30%削減を達成（2013年度比）
- 2030年度50%の削減目標に向けて、順調に推移している



■ 福岡市の特性

- 福岡市域の排出量の9割以上が二酸化炭素
- その発生源は、電気、ガソリン等で約7割を占める
- 部門別では、家庭部門、業務部門、自動車部門で全体の83%を占める

温室効果ガス総排出量（推計）内訳
(エネルギー種別)



二酸化炭素総排出量（推計）内訳
(部門)



(3) めざす姿・将来像

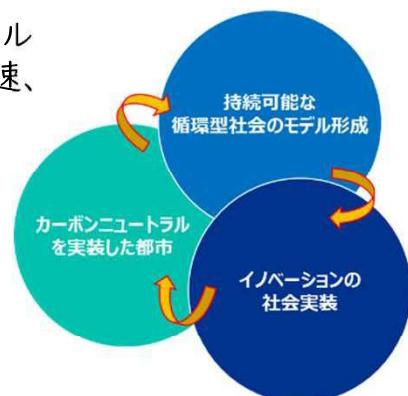
■ 方向性について

- 現行計画（令和4年8月策定）における将来像「カーボンニュートラルを実装した都市をめざして」を前提とした上で、取組みのさらなる加速、充実を行う考え方のもと、将来像の見直しを行う

■ 見直し案について

「カーボンニュートラルな暮らしを実現したアジアの環境先進都市」

市民や事業者の行動変容が進み、日常生活レベルでも脱炭素が当たり前に実現されている先進的な暮らし方を強調



(4) 計画の目標

■ 温室効果ガス排出量の2035年度、2040年度削減目標及び吸收、削減貢献目標量

I. 市域の温室効果ガス排出削減目標(★新たな目標値) ※直線的な経路での削減

【2023年度実績】 30%削減(2013年度比)

【2030年度目標】 50%削減(2013年度比)

★【2035年度目標】 65%削減 ~ 69%削減(2013年度比)

★【2040年度目標】 80%削減 ~ 87%削減(2013年度比)

○2040年度の市域での温室効果ガス排出量を

①国施策(73%削減)(電源構成や国施策等により福岡市内で▲682万トン※うち262万トンは削減済)

※国目標の考え方

- これまでの23%の削減実績と2050年ネット・ゼロの直線的な経路での目標設定(2040年度▲73%)

- 技術革新及び社会実装等不確実性が非常に大きい中、予見可能性をもって取り組むための野心的な目標

- フォローアップを通じた、対策の不断の具体化及び柔軟な見直しを図る

②市独自の取組(7%削減(▲66万トン)~14%削減(▲131万トン))

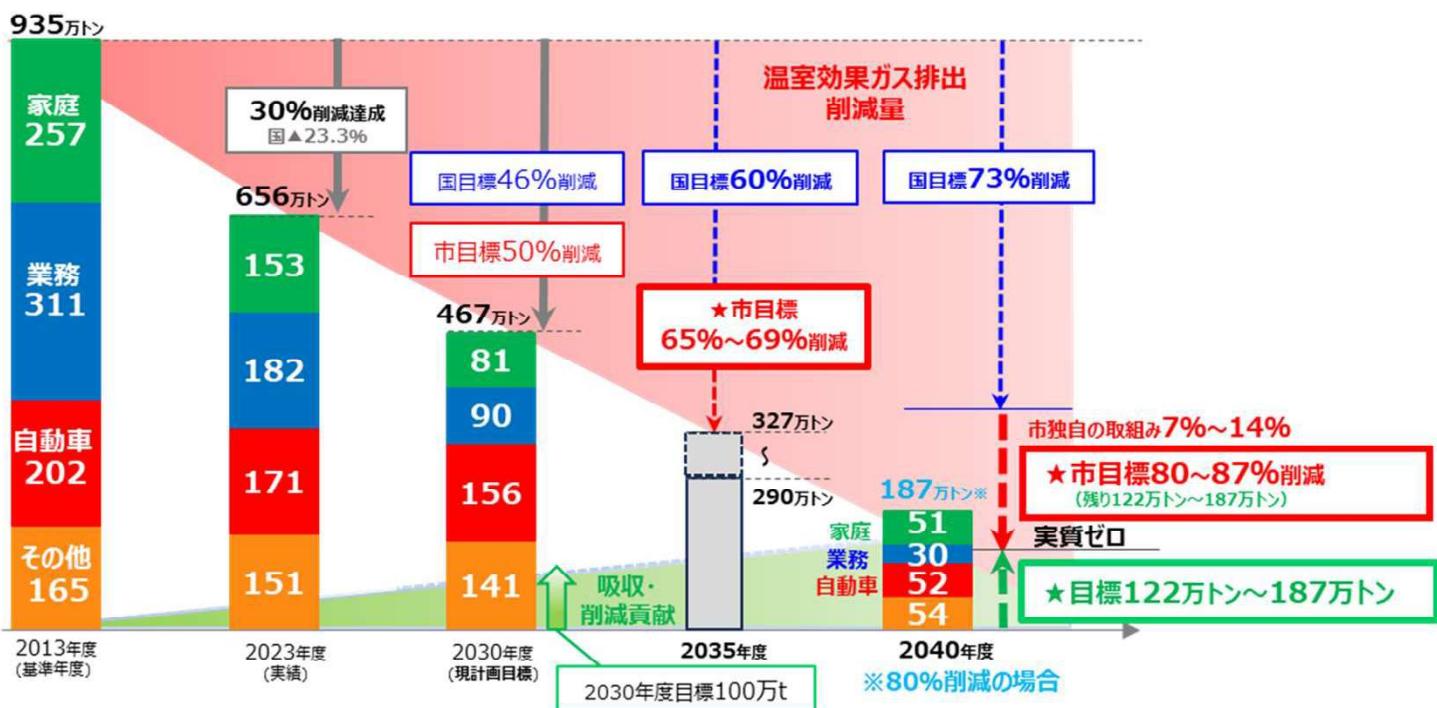
※国目標を踏まえた福岡市目標の考え方

- これまでの30%削減実績と2030年度50%削減目標の直線的な経路での目標設定(2040年度概ね▲80%)

- 国施策▲73%を除く、市独自の取組みによる削減見込みは▲7.1%(▲66万トン)※算定困難な取組みを除く

- 技術革新及びその社会実装の不確実性や国の柔軟な見直し方針を踏まえ幅を持たせた目標設定を行う

により2013年度比80%(▲748万トン)~87%(▲813万トン)の排出削減を進めるとともに、



2. 温室効果ガスの吸収、市外・海外における削減貢献目標量

【2030年度目標】 100万トン

★【2040年度目標】 122万トン～187万トン

③残る温室効果ガス排出量(122万トン～187万トン)を実質ゼロとするため、森林吸収、ペロブスカイト太陽電池等再エネの拡大や廃棄物埋立技術「福岡方式」による市外・海外における削減貢献等に取り組む。

「排出削減」と「吸収・削減貢献」の両面の取組みにより
チャレンジ目標「2040年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

(5) 対策・施策

■ 重点部門

家庭部門

(1) 国の取組み等

- ◆住宅の省エネ性能の向上：省エネ最低基準の引き上げ、断熱改修等の国補助、税制優遇 等
- ◆省エネ性能の高い機器や家電の選択：販売家電等の最低基準の引き上げ、統一省エネラベル 等
- ◆身近な省エネ行動等(行動変容)：脱炭素に係る国民運動「デコ活」、うちエコ診断、食品ロス削減 等

(2) 市民・事業者・市が取り組む基本施策・取組みの方向性(案) ★新規 ☆拡充 ○現計画の成果指標

基本施策	主な取組み	成果指標、参考指標(現状値)
①脱炭素型 ライフスタイル への移行	☆広報啓発 ・環境教育 ☆ECOチャレンジ応援事業	・日頃から環境に配慮した暮らしを実践している市民の割合 (肯定的意見90.9%、「そう思う」のみ32.2%) ・ECOチャレンジ応援事業の参加数 (4,003世帯)等
②住宅の 省エネルギー化	・カーボンニュートラルパッケージ	・ZEH, ZEH-M(マンション)件数(953件 県内) ※ZEH:ゼッチ、Net Zero Energy Houseの略称
③省エネ機器、 家電の導入	・国住宅省エネキャンペーン	○世帯当たりの省エネ率(29.1%省エネ※2013年度比) ・国の住宅省エネキャンペーンの市内補助件数(13,623件)
④再生可能 エネルギーの 利用拡大	☆再エネ設備、蓄電池の導入 ★ペロブスカイト太陽電池等の新技術導入 ★蓄電、蓄熱等を活用した出力制御対策 ☆再エネ電気への切替え	○市内の再エネ設備導入量(低圧) ・市内の再エネ電気契約の世帯数 等

(3) 削減目安 ※福岡市域全体で2013年度比80%(国目標73%+市独自7%)削減した場合

2040年度までに▲206万トン・80%削減 (2013年度比)

2013年度	2023年度(実績)	2040年度目安
257万トン	153万トン	51万トン
▲104万トン(実績) ▲40% ※国▲29%		▲102万トン ▲40%

(4) 2013-2040年度の削減内訳(精査中)

主な取組み		削減量	削減率(/257万トン)
2013-2023の削減実績(省エネ+電源構成)		104万トン	40%削減済
今後 の削 減 見 込 み	電源構成、国施策による削減計	92万トン	35.8%削減
	①電源構成	50万トン	19.5%
	②国施策	8.6万トン	3.3%
	住宅の省エネ性能の向上	22万トン	8.6%
	省エネ性能の高い機器の選択	0.7万トン	0.3%
	身近な省エネ行動の実施等(行動変容)	10.7万トン	4.2%
	その他、国の新たな制度や施策、取組み等による削減		
	市独自の取組による削減計	9.6万トン	3.7%削減
	③市独自 の取組	カーボンニュートラルパッケージによる削減	1.6万トン
		家庭部門における再エネ電気切替	8万トン
		メタネーションなどの技術革新による削減	現時点では算定困難
		合計	206万トン
			80%削減

業務部門

(1) 国の取組み等

- ◆ビルなどの省エネ性能の向上:省エネ最低基準の引き上げ、国補助(ビル)、税制優遇 等
- ◆省エネ性能の高い機器の選択:省エネの最低基準の引き上げ、国補助(機器)
- ◆脱炭素ライフスタイルの転換(行動変容):「デコ活」、クール、ウォームビズ 等

(2) 市民・事業者・市が取り組む基本施策・取組みの方向性(案) ★新規 ☆拡充 ○現計画の成果指標

基本施策	主な取組み	成果指標、参考指標(現状値)
①脱炭素経営の推進 中小企業への支援	☆広報啓発 ★中小企業も参画できるビジネスモデル	・脱炭素化の取組みを実施・検討している中小企業の割合(31.4%)
②イノベーションの創出	★先進技術の社会実装支援 ☆水素リーダー都市プロジェクト	・脱炭素に関する新技術やプロジェクトの相談件数 等
③建築物、設備の省エネルギー化	☆市役所の率先実行 ・カーボンニュートラルパッケージ ★エリア単位での先行取組み (★脱炭素先行地域、★九州大学 等)	・市役所部門におけるCO ₂ 排出削減量 (89%削減見込み※2013年度比) ・ZEB件数(193件 県内) ※ZEB:ゼブ、Net Zero Energy Buildingの略称 ○業務系建物床面積あたりの省エネ率(16.3%※2013年度比)
④再生可能エネルギーの利用拡大	☆再エネ設備、蓄電池の導入 ★ペロブスカイト太陽電池等の新技術導入 ★蓄電、蓄熱等を活用した出力制御対策 ☆再エネ電気への切替え	・市内の再エネ設備導入量 ○市域(2024年度:27.3万kW)、ペロブスカイト太陽電池、市有施設の太陽光発電設置率(57.2%) ・再エネ電気契約量(市内事業者、市役所)等

(3) 削減目安 ※福岡市域全体で2013年度比80%(国目標73%+市独自7%)削減した場合

2040年度までに▲281万トン・90%削減 (2013年度比)

2013年度	10年間	2023年度(実績)	17年間	2040年度目安
311万トン	▲129万トン(実績) ▲41% ※国▲29%	182万トン	▲152万トン ▲49%	30万トン

(4) 2013-2040年度の削減内訳(精査中)

今後の削減見込み	主な取組み		削減量	削減率(311万t)
	2013-2023の削減実績(省エネ+電源構成)		129万トン	41%削減済
電源構成、国施策による削減計		115万トン	37%削減	
①電源構成		65万トン	20.9%	
②国施策		21万トン	6.8%	
省エネ性能の高い機器の選択、その他、国の新たな制度や施策、取組み等による削減		29万トン	9.3%	
市独自の取組による削減計		37万トン	12%削減	
③市独自の取組	脱炭素先行地域エリア		10万トン	3.2%
	市役所率先実行(実績含め24.4万t)		11万トン	3.5%
	九州大学における2040年度に向けた取組み		1.1万トン	0.4%
	民間事業者の再エネ電気切替(実績含め17.5万t)		15.3万トン	4.9%
	メタネーションなどの技術革新、都市ガスの脱炭素化		現時点では算定困難	
合計		281万トン	90%削減	

自動車部門

(1) 国の取組み等

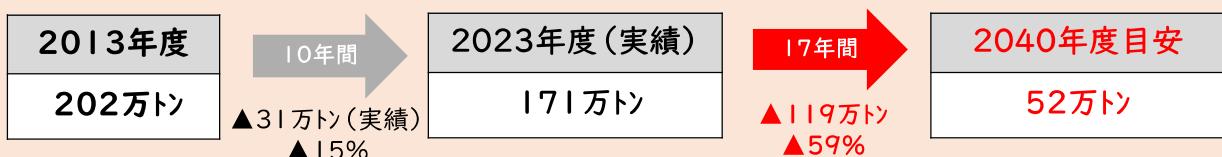
- ◆EV、PHEV、FCVの導入(国補助、税制優遇)及び充電設備、水素ステーション等のインフラ整備の推進
- ◆2035年までの乗用車の新車販売で電動車100%、2040年までの商用小型車の新車販売で電動車・脱炭素燃料車100%、2030年までの急速充電設備の3万口整備
- ◆道路交通量対策(LED照明灯、信号機)、アイドリングストップ啓発、自動運転システムの実装
- ◆トラック輸送の効率化:車両の大型化支援、共同輸配送の推進、ドローンの社会実装等

(2) 市民・事業者・市が取り組む基本施策・取組みの方向性(案) ★新規 ☆拡充 ○現計画の成果指標

基本施策	主な取組み	成果指標、参考指標(現状値)
①自動車の脱炭素シフトの推進	<ul style="list-style-type: none"> ☆EV、FCVの導入、充電設備等インフラ整備の推進 ★物流貨物車の脱炭素化 ★バイオ燃料等の利用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車新車販売台数に占めるガソリン車の割合(52%) ・市内急速充電設備の設置数(104基)
②燃費向上、使用頻度、走行距離の低減	<ul style="list-style-type: none"> ☆エコドライブ、再配達の抑制、宅配BOXの普及、オンライン手続き ☆公共交通機関、徒歩や自転車の利用推進 ☆カーシェア、シェアサイクル等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ、再配達の抑制に係る市民アンケート ○鉄道・バスの乗車人員数(118万人) ・市内カーシェアスポット数(939箇所)等

(3) 削減目安 ※福岡市域全体で2013年度比80%(国目標73%+市独自7%)削減した場合

2040年度までに▲150万トン・74%削減(2013年度比)



(4) 2013-2040年度の削減内訳(精査中)

主な取組み		削減量	削減率(/202万トン)
2013-2023の削減実績		31万トン	15.3%削減
今後の削減見込み	国施策による削減計	116万トン	57.4%削減
	EV、PHEV、FCVの導入(国補助、税制優遇)及び充電設備、水素ステーション等のインフラ整備の推進	73.5万トン	36.4%
	道路交通量対策	6.7万トン	3.3%
	徒歩や自転車、公共交通機関の利用	2.9万トン	1.4%
	カーシェアリング、エコドライブ(行動変容)	10.3万トン	5.1%
	トラック輸送の効率化	9.6万トン	4.8%
市独自の取組による削減計		3.2万トン	1.6%削減
今後の削減見込み	自動車の脱炭素シフト、公共交通利用促進、シェアリング等の推進	3.2万トン	1.6%
	商用大型車のEV・FCV化、Jクレ活用、バイオ燃料・合成燃料などの技術革新による削減	現時点では算定困難	
合計		150万トン	74%削減

吸収・削減貢献

(1) 国の取組み等

- ◆森林保全、持続可能な森林経営等
- ◆ブルーカーボンの創出、吸収・固定量の算定方法の確立
- ◆CO₂吸收型コンクリートの普及、吸収・固定量の算定方法の確立 など
- ◆都市緑化等の推進
- ◆CO₂回収・活用技術への技術支援

(2) 市民・事業者・市が取り組む基本施策・取組みの方向性(案) ★新規 ☆拡充 ○現計画の成果指標

基本施策	主な取組み	成果指標、参考指標(現状値)
①森林吸収等	☆森林の保全、再生 ☆木材生産、木材利用 ☆みどりあふれる街並みの形成(都市緑化) ・ブルーカーボンの創出	○荒廃した森林の間伐面積 (2008~2024年度累計: 1,449ha) ・森林のCO ₂ 吸収量 等 (2020年度: 84,374t-CO ₂)
②再エネ導入 拡大等による 市外貢献	★ペロブスカイト太陽電池等の新技術導入 ★出力制御対策(系統蓄電池等の活用) ・下水汚泥の固形燃料化	・市内の再エネ設備導入量【再掲】等
③海外での 削減貢献	・廃棄物埋立技術「福岡方式」の海外展開	・「福岡方式」導入国数(21か国) ・海外における削減貢献量(25.5万トン(2か国)※)
④新技術の 社会実装	★CO ₂ 回収・活用技術(CCU、DAC)、 CO ₂ 吸収コンクリート、人工光合成などの実装	・脱炭素に関する新技術やプロジェクトの 相談件数【再掲】等

(3) 吸収・削減貢献目標量

2030年度: 100万トン

2040年度: 122万トン~187万トン



(4) 吸収・削減貢献量内訳(精査中)

主な取組み	吸収・削減貢献量
①ペロブスカイト太陽電池の導入拡大	1万トン
②出力制御対策(系統用蓄電池等)	2万トン
③森林吸収	8.4万トン(実績)
④下水汚泥の固形燃料化	1万トン(実績)
⑤再エネの市外売電、自家消費	21万トン(実績)
⑥廃棄物埋立技術「福岡方式」の海外展開	25.5万トン (想定・2か国分)※
⑦運輸部門(バイオ燃料、次世代航空燃料(SAF)等)	現時点では算定困難
⑧CO ₂ 回収・活用技術、CO ₂ 吸収コンクリート、人工光合成等の新技術の実装	
⑨環境に配慮した消費行動(エシカル消費)	
合計	約59万トン(実績含む)

※ミャンマー、チュニジアの2か国分を計上。その他の導入国については、面積等基礎データを確認中。

※海外の温室効果ガスの削減貢献量は、国の地球温暖化対策計画において、累積量を目標値(二国間
クレジット制度: 2040年度までの累積で2億t-CO₂)としているため、福岡方式による海外削減貢
献量についても累積量を記載。

■ 市役所の率先実行（福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画）

○2030年度目標を5年前倒して達成見込みであり、目標の更新及び2040年度目標を新たに設定。

2030年度：エネルギー起源CO₂排出量を90%削減 + 電気由来CO₂排出量ゼロ

(燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素)

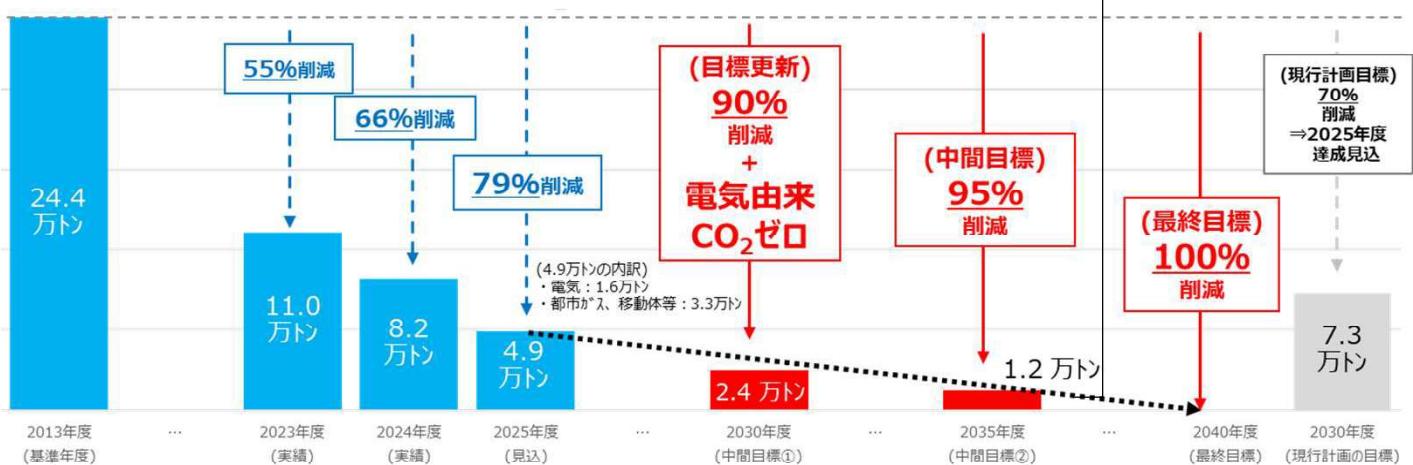
(2025年度の再エネ切替率89%見込み)

2035年度：95%削減

2040年度：100%削減

2025年度実績と2040年度排出ゼロ
を結ぶ直線的な経路で削減を進める

市役所業務におけるエネルギー起源CO₂排出量

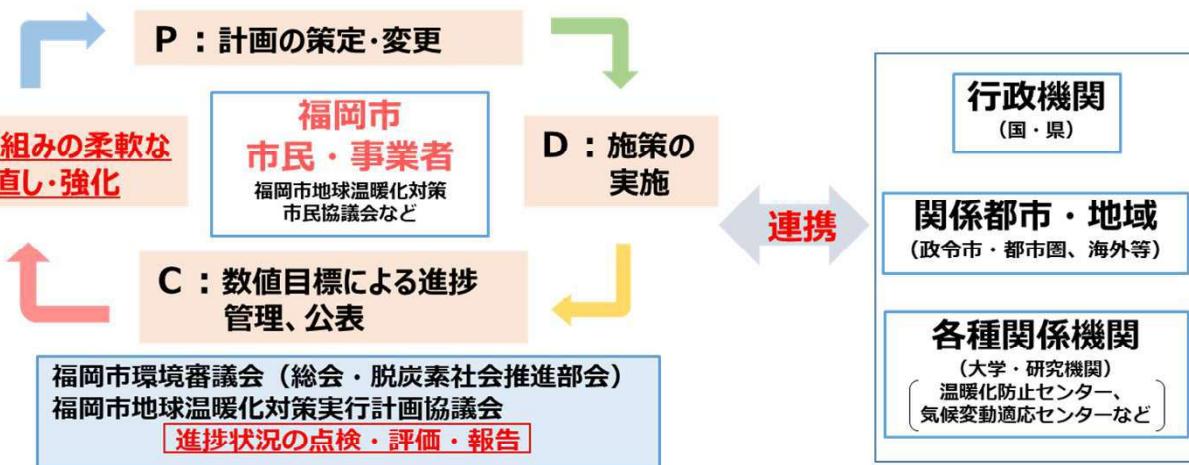


○さらなる再エネ電気への切替えや新技術の実装等により市役所部門の率先したカーボンニュートラル化を進め、市民、事業者への範を示していく。

○市役所の活動に関連する事業者の排出であるScope3排出量^{*}にも配慮した取組みを進める。
※Scope3排出量：自社事業に関連して行う製品の購入や発注、従業員の行動などの間接的な排出

（6）計画の進行管理

- 取組状況等、毎年、把握公表とともにPDCAサイクルによる適切な進行管理を実施。
○技術革新及びその社会実装の不確実性や国の柔軟な見直し方針もあり、脱炭素戦略2040のフォローアップ等を通じて取組みの柔軟な見直し・強化を図る。



➤取組状況等は市のホームページや年次報告書（ふくおかの環境）等で公表

生物多様性ふくおか戦略の骨子案について

I. 報告の趣旨

生物多様性基本法に基づく法定計画であり、「福岡市環境基本計画」の部門別計画である「生物多様性ふくおか戦略」の改定については、市民や議会、有識者等の意見を伺いながら検討を進めていくこととしており、今回、骨子案について報告するもの。

年	令和7年度			令和8年度	
市議会	6月 委員会 報告 (着手)	12月 委員会 報告 (骨子案)		6月 委員会 報告 (原案)	9月 本会議 報告 (策定)
環境審議会	8月 ■ 部会 (方向性)	11月 ■ 部会・総会 (骨子案)	1月 ■ 部会 (素案)	4月 ■ 部会 (原案)	5月 ■ 総会 (原案)
市民意見				6月以降 ■ パブリック コメント	

2. 骨子案について

(1) 戰略の概要

■ 位置づけ

- 本戦略は「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて策定する。
- 「福岡市環境基本条例」に基づく「福岡市環境基本計画(第四次)」の部門別計画として位置づける。

計画の体系図

【国】

環境基本法 - 環境基本計画
生物多様性基本法 - 生物多様性国家戦略

【市】

福岡市基本構想 - 福岡市基本計画
福岡市環境基本条例 - 福岡市環境基本計画

— 生物多様性ふくおか戦略

- 福岡市地球温暖化対策実行計画
- 福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画
- 循環のまち・ふくおか推進プラン
- 博多湾環境保全計画
- 福岡市環境配慮指針
- アイランドシティ環境配慮指針

■ 計画期間

- 2030(令和12)年を中間目標、2035(令和17)年を目標とする10年計画とし、2050(令和32)年は長期ビジョンとする。
- 地球環境と生態系に係る国の目標年である2030(令和12)年、2050(令和32)年及び福岡市環境基本計画の「2050年の理想の環境都市像」を見据えたものとする。

■ 対象地域

- 本戦略の対象とする区域は、福岡市全域とする。ただし、広域的な視点にも配慮する。

(2) 改定の背景

上位計画の動き

- ◆ 国:生物多様性国家戦略2023-2030(R5.3閣議決定)
第六次環境基本計画(R6.5閣議決定)
- ◆ 市:福岡市環境基本計画(第四次)(R7.9策定)

国際・国内動向

- ◇ 新たな生物多様性国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択
- ◇ 自然資本を守り活かす社会経済活動(自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組み)の推進
- ◇ 自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題として位置づけるネイチャーポジティブ経営への移行が必要(ネイチャーポジティブ経済移行戦略)

福岡市を取り巻く状況

- ◇ 人口は一貫して増加し続けており、2040年頃にピークを迎える見込み
- ◇ 年少人口、生産年齢人口は減少する一方で、高齢者人口は増加する見込み
- ◇ 都市部の緑被率は約10%にとどまっており、今後も都市化の進展等に伴う農地等の減少が想定される
- ◇ 農業、水産業ともに戸数、従事者数の減少が続いている、農地面積や水産業の生産量も減少傾向にある
- ◇ 市民・事業者の生物多様性への関心、取組み意向が低い(アンケート調査結果)

現行戦略の評価

- ◇ 環境教育や体験の機会の充実が必要、市民が生物多様性を自分事と捉えていない
- ◇ 特定外来生物が定着しており、多様な生物の生息環境のさらなる保全が必要
- ◇ 海域の生態系の保全が不十分、地域産物の需要の高まりへの対応が必要
- ◇ 自然体験・学習の需要の高まりの対応が必要、市内産農水産物などの恵みが減少
- ◇ 連携促進のための施策が不十分、多様な主体による活動の規模が縮小

～戦略改定のポイント～

- ◆ 国内外の動向や市を取り巻く状況の変化、現行戦略の評価を踏まえ、改定戦略が担うべき新たな課題を抽出し、その課題を解決すべく新たな基本的方向を設定する。
- ◆ 施策の成果を適切に評価するための指標を設定する。
- ◆ 上位計画である「福岡市環境基本計画(第四次)」や市の他計画との内容の整合を図る。

(3) 戦略の全体像

- 将来像の実現に向けて、3つの基本的方向性ごとの基本施策を掲げる。

2050年将来像（案）

自然の恵みに感謝し、未来へ受け継ぎ、 人と自然が調和した持続可能な暮らしを営む都市ふくおか

福岡市は、博多湾や脊振山をはじめとした豊かな自然と穏やかな風土に恵まれ、魅力ある景観と快適な生活基盤、充実した都市機能がコンパクトに整っている都市です。

近年、都市化の進展等により自然環境の質が変化しており、生きものの生息・生育に適した自然環境が失われつつあります。私たちの生活は自然の恵みの上に成り立っており、今、一人ひとりが自然との関係性を改めて意識する必要があります。

そのため、自然の恵みを理解、感謝し、将来に受け継ぐための行動を起こすこと、身近に自然を感じ、心豊かな暮らし（ウェルビーイング）を実現することで、人と自然が共生し豊かに発展していく都市を目指します。

基本的方向1「知る・学ぶ」

生物多様性の保全の重要性について
知る・学ぶ

生物多様性の重要性の社会への浸透

生物多様性に関する調査やモニタリングの実施

企業における生物多様性への配慮の推進

基本的方向2「守る・増やす」

質と量の両面から福岡市の生物多様性を
守る・増やす

多様な生きものの生息・生育環境の保全・創出

外来種による被害防止

ふくおかの貴重・希少種等の保全

基本的方向3「活かす・つなぐ」

効果的な情報発信を展開しながら、生物多様性の課題解決に向けて自然や多様な主体を
活かす・つなぐ

ふくおかの自然の恵みの活用

多様な主体の連携の推進

3分野の統合的推進

(4) 施策体系

基本的方向	基本施策	成果指標	取組み例
基本的方向1 「知る・学ぶ」	(1) 生物多様性の重要性の社会への浸透	○生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合	①多彩な市民参加型イベントの開催 ②環境教育プログラム・人材育成の拡充・充実 ③生物多様性ふくおかセンターの一新
	(2) 生物多様性に関する調査やモニタリングの実施	・市民参加型モニタリングの参加者数	①市民参加型モニタリングの実施 ②博多湾や河川の環境モニタリングの実施 ③大学・NPO等と連携した生物多様性に関する調査・研究の実施
	(3) 企業における生物多様性への配慮の推進	・環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合	①生物多様性を意識した事業活動に関する普及啓発 ②エシカル消費の推進
基本的方向2 「守る・増やす」	(1) 多様な生きものの生息・生育環境の保全・創出	・全市域における緑被面積 ・耕作放棄地面積 ・市内5河川のASPT値 ・博多湾海域における魚種数	①山・里・川・海の保全 ②博多湾や河川の環境モニタリングの実施(再掲) ③屋上緑化、壁面緑化などの市街地の緑化推進 ④守りたい種、場所の選定 ⑤自然共生サイトの普及啓発、登録申請時の支援
	(2) 外来種による被害防止	・特定外来生物の確認種数、定着種数	①外来種に関する情報発信、普及啓発、防除
	(3) ふくおかの貴重・希少種等の保全	○貴重・希少生物等の確認種数	①貴重種等に関連する干潟や河川などの生息・生育地の保全 ②市民参加型モニタリングの実施(再掲)
基本的方向3 「活かす・つなぐ」	(1) ふくおかの自然の恵みの活用	・環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	①地産地消の推進 ②ふくおかの自然を活用した自然体験活動の推進
	(2) 多様な主体の連携の推進	・生物多様性ふくおかセンター等を介したマッチング申込件数	①多様な主体の交流・マッチング支援
	(3) 3分野の統合的推進	・藻場の面積	①CO ₂ 吸収量の多い森林や藻場の創造 ②山・里・川・海の保全(再掲)

※「成果指標」の○印は「福岡市環境基本計画(第四次)」において指標とされているもの。

基本的方向！「知る・学ぶ」

基本施策(1) 生物多様性の重要性の社会への浸透

<目標>

成果指標	現状値	目標値
生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合	28.2% (令和6年度)	50% (令和17年度)

参考指標	現状値	目標値
環境総合学習の実施校割合	81.9% (令和6年度)	検討中
「ふくおかレンジャー」受講者数	219人(累計) (令和6年度)	370人 (令和17年度)
「自然の恵み体験」申込者数	434人 (令和7年度)	800人 (令和17年度)

<主要な施策(取組み例)>

- ①多彩な市民参加型イベントの開催
- ②環境教育プログラム・人材育成の拡充・充実
- ③生物多様性ふくおかセンターの一新

基本施策(2) 生物多様性に関する調査やモニタリングの実施

<目標>

成果指標	現状値	目標値
市民参加型モニタリングの参加者数	258人 (令和6年度)	1000人 (令和17年度)

参考指標	現状値	目標値
市と大学・NPO等が連携して実施した生物多様性に関する調査・研究の実施状況	2件 (令和6年度)	4件 (令和17年度)

<主要な施策(取組み例)>

- ①市民参加型モニタリングの実施
- ②博多湾や河川の環境モニタリングの実施
- ③大学・NPO等と連携した生物多様性に関する調査・研究の実施

基本施策(3) 企業における生物多様性への配慮の推進

<目標>

成果指標	現状値	目標値
環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合	76.8% (令和6年度)	86.6% (令和17年度)

参考指標	現状値	目標値
生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合(再掲)	28.2% (令和6年度)	50% (令和17年度)

<主要な施策(取組み例)>

- ①生物多様性を意識した事業活動に関する普及啓発
- ②エシカル消費の推進

基本的方向2 「守る・増やす」

基本施策(1) 多様な生きものの生息・生育環境の保全・創出

<目標>

成果指標	現状値	目標値	参考指標	現状値	目標値
全市域における緑被面積	18,984ha (令和4年度)	18,984ha以上 (令和16年度)	都市部における緑被面積	100ha (令和4年度)	102ha (令和16年度)
耕作放棄地面積	321ha (令和6年度)	検討中	ASPT 値	COD	2/8地点
室見川	7.0 (令和4年度)	T-N		2/3海域	
樋井川	6.2 (令和3年度)	T-P		全3海域	
那珂川	6.2 (令和元年度)	水源の森づくり団体が活動する水源涵養林の面積		7.56ha (令和6年度)	
御笠川	5.9 (令和2年度)	自然共生サイトの認定件数		0件 (令和6年度)	
多々良川	7.0 (令和5年度)			5件 (令和17年度)	
博多湾海域における魚種数	69種 (令和6年度)	現状維持 (令和17年度)			

<主要な施策(取組み例)>

- ①山・里・川・海の保全
- ②博多湾や河川の環境モニタリングの実施(再掲)
- ③屋上緑化、壁面緑化などの市街地の緑化推進

- ④守りたい種、場所の選定
- ⑤自然共生サイトの普及啓発、登録申請時の支援

基本施策(2) 外来種による被害防止

<目標>

成果指標	現状値	目標値
特定外来生物の確認種数、定着種数	19種(確認)、14種(定着) (令和6年度)	現状維持 (令和17年度)
参考指標	現状値	目標値
アライグマの目撃報告数	146件 (令和6年度)	現状維持 (令和17年度)

<主要な施策(取組み例)>

- ①外来種に関する情報発信、普及啓発、防除

基本施策(3) ふくおかの貴重・希少種等の保全

<目標>

成果指標	現状値	目標値
貴重・希少生物等の確認種数	255種 (令和5年度)	増加 (令和17年度)
参考指標	現状値	目標値
カブトガニ産卵数、幼生数、成体・亜成体の個体数	卵塊数33卵塊、幼生数41個体、 亜成体個体数40個体、成体個体数105個体 (令和6年度)	現状維持 (令和17年度)

<主要な施策(取組み例)>

- ①カブトガニ等の貴重種等に関連する干潟や河川などの生息・生育地の保全
- ②市民参加型モニタリングの実施(再掲)

基本的方向3 「活かす・つなぐ」

基本施策(1) ふくおかの自然の恵みの活用

<目標>

成果指標	現状値	目標値
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	90.8% (令和6年度)	94.7% (令和17年度)

参考指標	現状値	目標値
市公共施設の木材使用量における地域産木材利用割合	32.0% (令和6年度)	検討中
室見川河口干潟のアサリ推定資源量	122.7t (令和6年度)	検討中
学校給食への市内産農水産物利用割合(野菜)	26.5% (令和6年度)	検討中
脊振少年自然の家、海の中道青少年の家利用者数	73,645人 (令和6年度)	87,500人 (令和11年度)

<主要な施策(取組み例)>

- ①地産地消の推進
- ②ふくおかの自然を活用した自然体験活動の推進

基本施策(2) 多様な主体の連携の推進

<目標>

成果指標	現状値	目標値
生物多様性ふくおかセンター等を介したマッチング申込件数	2件 (令和6年度)	5件 (令和17年度)

参考指標	現状値	目標値
生物多様性ふくおかセンターにおける各主体の取組掲載数	4件 (令和6年度)	100件 (令和17年度)

<主要な施策(取組み例)>

- ①生物多様性ふくおかセンター等における多様な主体の交流・マッチング支援

基本施策(3) 3分野の統合的推進

<目標>

成果指標	現状値	目標値
藻場の面積	419.4ha (令和5年度)	現状維持 (令和17年度)

参考指標	現状値	目標値
市公共施設の木材使用量における地域産木材利用割合 (再掲)	32.0% (令和6年度)	検討中
ラブアースクリーンアップ参加人数	24,298人 (令和6年度)	増加 (令和17年度)
室見川水系一斉清掃参加人数	3,445人 (令和6年度)	検討中

<主要な施策(取組み例)>

- ①CO₂吸収量の多い森林や藻場の創造
- ②山・里・川・海の保全(再掲)

(5) 戦略の推進

■ 各主体の役割及び推進体制

- 将来像の実現のためには、行政だけでなく、市民・事業者等が担うべき役割を理解し、生物多様性の保全・回復・創出につながる取組みを実践していくことが必要である。
- 戦略の推進にあたっては、各主体が各自で取り組むだけでなく、地域社会の一員として相互の役割・関係性を理解するとともに、各主体が公平な役割分担のもと、様々な取組みに参画できるよう促す。
- 生物多様性分野は、都市計画、産業、観光、健康、教育等の様々な分野に関わっており、府内の他分野の部局と連携し、各行政分野との整合・調和を図ることにより、有機的に施策を推進していく。
- 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置された「福岡市環境審議会」による第三者評価の結果を踏まえながら、本戦略を着実に推進していく。

■ 進行管理

- 福岡市環境審議会 環境保全・創造部会において、生物多様性ふくおか戦略の進捗状況を評価する。
- 各施策について進捗状況の継続的モニタリングを行い、毎年、施策の進捗を点検するとともに、必要な見直しを行う。

西部資源化センター解体工事請負契約の締結について

I 契約概要

工事件名	西部資源化センター解体工事	
工事概要	○建築物(地上部)およびプラント設備の解体工事 ・鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造および 鉄骨造 6階 建築面積: 6,190m ² ・破碎機、選別装置等	摘要(別途工事)
工事場所	福岡市西区大字拾六町1191番地	
工事期間	令和7年9月13日 から 令和8年10月5日 まで	
入札方法	総合評価落札方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和7年9月4日	
契約年月日	令和7年9月12日	
落札者	博栄・橋本・都市資源開発建設工事共同企業体	
契約価額	406,596,300円	(うち消費税及び地方消費税相当額 36,963,300円)
予定価格	464,717,000円	(うち消費税及び地方消費税相当額 42,247,000円)
失格基準価格	406,596,300円	(うち消費税及び地方消費税相当額 36,963,300円)

【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	博栄・橋本・都市資源開発建設工事共同企業体	
	アスミオ・イシキヨ・内川建設工事共同企業体	

2 入札結果

(1) 技術評価点の内訳

評価項目			配点
提案項目 技術提案	項目1	現場周辺における第三者への安全対策について 〔工事特性〕 本工事は、隣接する西部工場を稼働しながら行う解体工事である	10
	項目2	解体作業時における労働災害防止対策について 〔工事特性〕 本工事は、限られた工事範囲内で重機作業や高所作業を伴う解体工事である	10
小計 a			20.0
企業評価項目	企業工の能力	工事成績の実績	4
		工事成績優良業者の表彰実績	1
		同種工事の施工実績	1
		建設業労働災害防止協会加入状況	1
	技術の能力者	資格の保有状況	1
		同種工事の施工経験	1
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	2
		災害対策協力企業	2
		本店所在地	1
	社会性・信頼性の企	競争入札参加停止措置状況	(-2)※
小計 b			14.0
加算点 a+b			34.0
標準点 c			100
技術評価点A (a+b+c)			134.0

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2) 入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)

(3) 評価値

評価値 A/B×α (αは数値調整のための係数)

(予定価格1億円以上10億円未満の場合、α=100,000,000)

落札者							
名称	博栄・橋本・都市資源開発 建設工事共同企業体		名称	アスミオ・イシキヨ・内川 建設工事共同企業体			
区分	提案数	点数	区分	提案数	点数		
A(2.0)	3	9.0	A(2.0)	2	7.0		
B(1.5)	2		B(1.5)	2			
C(1.0)	0		C(1.0)	0			
D(0.5)	0		D(0.5)	0			
E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	1			
A(2.0)	2	8.5	A(2.0)	1	7.5		
B(1.5)	3		B(1.5)	3			
C(1.0)	0		C(1.0)	1			
D(0.5)	0		D(0.5)	0			
E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0			
17.5			14.5				
2.896			1.911				
0.333			0.333				
1.000			0.833				
1.000			1.000				
1.000			1.000				
1.000			加算点なし				
2.000			1.333				
2.000			1.167				
0.833			0.833				
減点なし			減点なし				
12.062			8.410				
29.562			22.910				
100			100				
129.562			122.910				

369,633,000	422,470,000
-------------	-------------

35.0515	29.0931
---------	---------

3 落札者の技術提案の概要

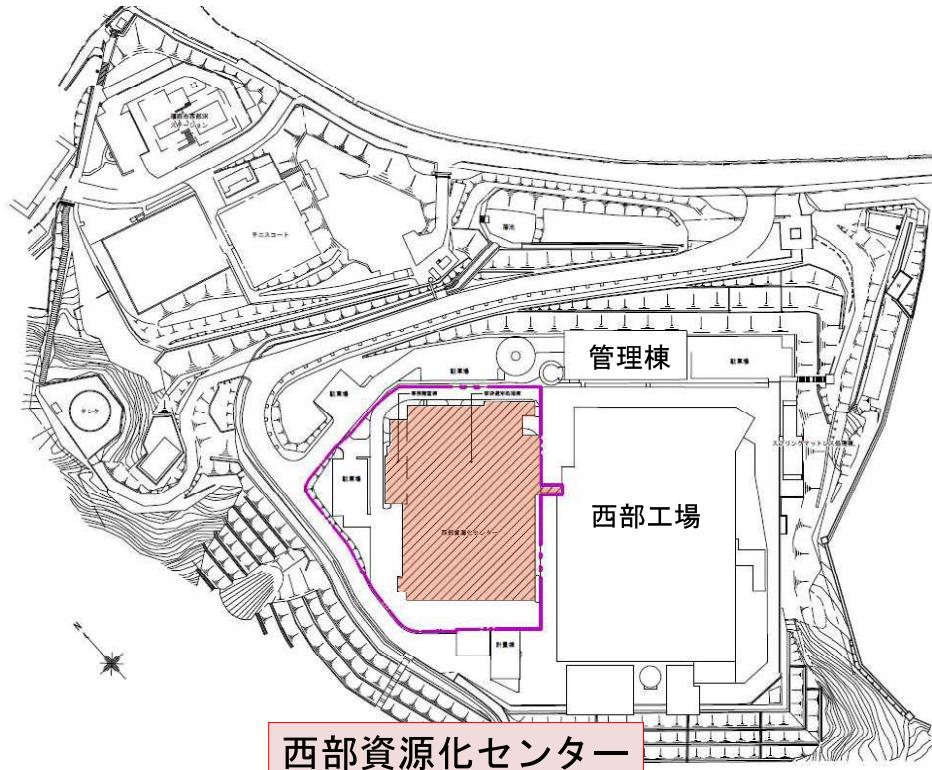
項目1	現場周辺における第三者への安全対策について 本工事は、隣接する西部工場を稼働しながらの施工となるため、接触事故防止や資機材等の飛来落下事故防止などに対する第三者への安全対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。
項目2	解体作業時における労働災害防止対策について 本工事は、限られた工事範囲内で実施する解体工事であるため、接触事故防止や高所作業時における墜落事故防止などの労働災害防止対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。

(参考)評価項目の内容

企業評価項目

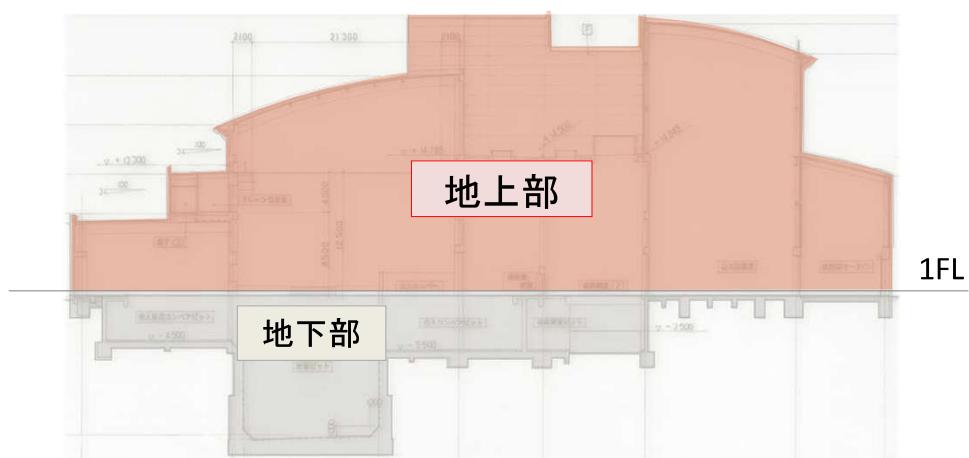
評価項目	評価内容
企業の施工能力	工事成績の実績 平成27年4月1日から令和7年7月9日までの間に、本市（水道局、交通局含む）又は福岡市施設整備公社（以下、「本市等」という）が評定通知した建築または解体工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績 令和5年7月10日から令和7年7月9日までの間に、本市等が建築または解体工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績 平成27年4月1日から令和7年7月9日までの間に竣工したS造またはRC造またはSRC造の解体工事または同様の解体を含む建築工事（同様の解体を含む建築工事には、内部改造工事や耐震改修工事等で行う部分的な撤去は含まない）の施工実績により評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	建設業労働災害防止協会加入状況 令和7年4月1日から令和7年7月9日までの間に、建設業労働災害防止協会へ加入していれば優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技術的能力	資格の保有状況 入札公告日時点で、入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験 入札者が提示する配置予定技術者に平成27年4月1日から令和7年7月9日までの間に竣工したS造またはRC造またはSRC造の解体工事または同様の解体を含む建築工事（同様の解体を含む建築工事には、内部改造工事や耐震改修工事等で行う部分的な撤去は含まない）の施工経験（監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る）があれば優位に評価する。
社会地域貢献・企社懇業性の特性	社会貢献・政策貢献 入札公告日時点で、福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」「Well-being及びSDGs推進事業」、「地域活動貢献企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業 令和7年4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地 入札公告日時点で、本市に本店が所在し、本市競争入札有資格者名簿に地場企業として登載された期間（地場としての継続期間）が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
信企社懇業性の特性	競争入札参加停止措置状況 競争入札参加停止等の措置を受けた者で、入札公告日時点で、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間が係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点(E評価)の減点とする)

配置図



断面図

(本工事の解体範囲)



新西部工場(仮称)整備事業の入札中止について

新西部工場(仮称)整備事業について、事業者選定委員と入札参加者との利害関係を確認する必要が生じたため、事業者選定手続きを一時停止して調査を行ってきたが、その結果、公正性の確保を徹底するため入札を中止したので報告するもの。

I 調査の経緯及び調査結果

事業者選定委員1名から、令和8年度以降に入札参加者と共同で研究を行うことについて、利害関係等の規定に抵触しないか確認したい旨の申し出があった。

入札参加者と委員の共同研究は、入札参加資格の要件に違反するものではないが、入札の公正性を確認する観点から、国等の公募手続きにおける利害関係を参考に、すべての委員及び関係する入札参加者に対し、委員と入札参加者がどのような関係性を有しているか及び「選定委員会の設置日以降に、委員に本事業についての接触を試みた」入札参加者はなかったかについて聞き取り調査を行った。

【調査結果】

- ・ 委員1名と複数の入札参加者の間で、資金的支援を伴って共同で研究活動を行っていること、そのうち1社の入札参加者が、社員を当該委員の勤務先に常駐する研究員として派遣する人的な支援を行っていることが確認された。
- ・ 入札参加者と委員が、資本面(※1)又は人事面(※2)において密接な関連があつてはならないという入札参加資格の要件に違反する事実は確認されなかつた。

※1「資本面において密接な関連のある者」

当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

※2「人事面において密接な関連のある者」

当該企業の役員(会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。)を兼ねている場合

- ・ いずれの入札参加者も入札参加資格を失う要件である「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実は確認されなかつた。

2 調査結果を踏まえた対応

(1) 入札の中止

今回、入札参加資格の要件に違反する事実は確認されなかったが、委員就任以降も含め継続的に複数の入札参加企業から資金的な支援を受けて共同で研究活動を行っていたことや、入札参加企業の社員が委員の勤務先に常駐して委員と接触できる状況は、特定の入札参加者に有利な公募条件になっているのではないかというような疑念が生じる状況であったため、「公正に入札を執行できない事由が生じるおそれ」があったものと考えられることから、公正性の確保を徹底するために入札を中止した。

(2) 再入札に向けた取り組みの方向性

①委員選定に関するルールの見直し

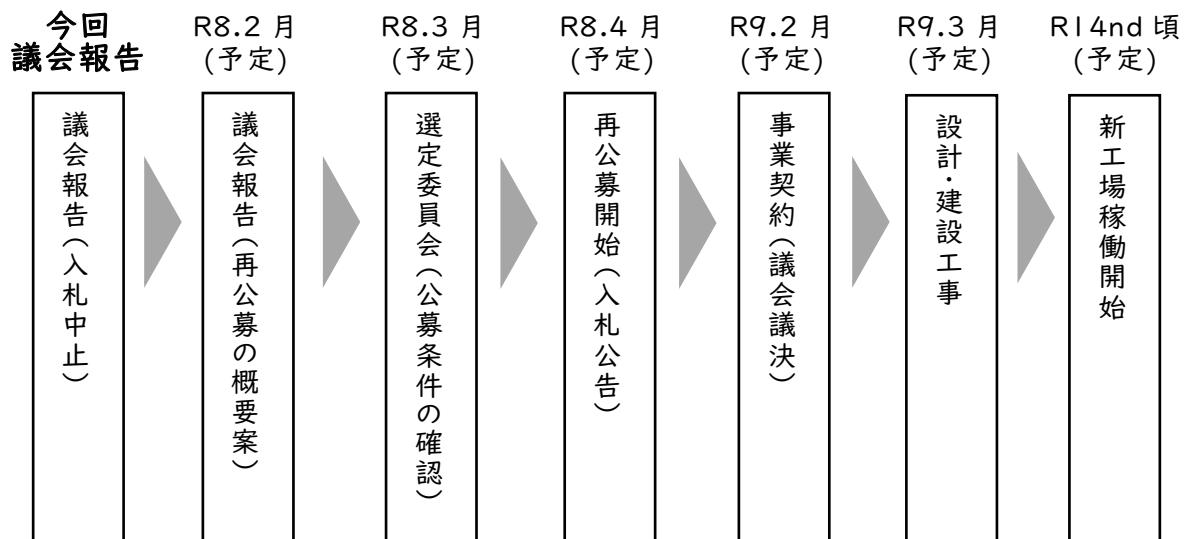
全市的なルールを所管する財政局とも協議しながら、要件を厳格化する。

- ・ 入札参加者と委員が共同研究等を行っていないことを関係規定に明記した上で、利害関係を有する委員を除斥する。

②本事業に関する公募条件の再確認

- ・ 選定委員会設置要綱を改正の上、全ての外部委員を新たに選任。
- ・ 新たな選定委員会にて、入札説明書、落札者決定基準などの公募条件が公正なものになっているかを確認。

3 今後のスケジュール



(参考)新西部工場(仮称)整備事業 事業者選定手続きに関する調査結果

I 調査の経緯

福岡市では、新西部工場(仮称)の整備において、設計・施工一括発注方式を導入することとし、公募要項及び事業者選定基準並びに事業者及び事業提案書の審査について、専門的な視点から意見を聞くため、令和7年3月3日に「新西部工場(仮称)事業者選定委員会」(以下、選定委員会という。)を設置した。

その上で、令和7年4月21日に入札公告を行い、令和7年6月11日に入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付を行った。

その後、選定委員会の委員1名から、入札参加者と共同で研究を行うことについて、利害関係等の規定に抵触しないか確認したい旨の申出があったため、事業提案書の受付を一時停止し、事実関係の調査を行ったものである。

<新西部工場(仮称)整備事業 入札手続き>

令和7年3月3日 第1回事業者選定委員会

(委員会の設置、公募概要(案)について)

同 3月17日 第2回事業者選定委員会

(審査手順・方法、落札者決定基準について)

同 4月21日 入札公告

同 6月11日 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の
受付締切

同 9月26日 事業提案書受付の一時停止

— 事業提案書の受付(当初予定:10月1日)

— 落札者の決定及び公表(当初予定:12月上旬)

2 委員と入札参加者の利害関係等に関する制限

(1) 入札説明書の規定

入札参加資格として、「選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面¹又は人事面²において密接な関連がある者ではないこと」を定めている。(入札説明書 第2、1、(2)、①、ク)

「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う」ことを定めている。(入札説明書 第2、1)

¹ 「資本面において密接な関連のある者」:当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

² 「人事面において密接な関連のある者」:当該企業の役員(会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。)を兼ねている場合

(2) 委員の誓約事項

委員の就任時に、委員は「職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない」こと、「入札参加者に接触してはならない」こと、「入札参加者と資本面又は人事面において密接な関連があると判明した場合は、委員自らの判断で当職を辞すること」について誓約している。(委員就任に当たっての注意事項)

また、入札参加表明の締切後、「入札参加者と資本面又は人事面において密接な関連がない」ことを誓約している。(入札参加者に関する確認書)

3 調査方法

(1) 選定委員会委員

委員は就任時及び入札参加表明の締切後に、入札参加者と「資本面又は人事面において密接な関連がないこと」を確認済である。

しかし、今回の委員からの申出を受けて、入札の公正性を確認する観点から、これ以外の関係性を有している場合についても、国等の公募手続きにおける利害関係を参考に、後記4の項目も含めて、全ての委員に対して、入札参加者とどのような関係性を有しているか及び「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」入札参加者はなかったかについて聞き取りを行った。

(2) 入札参加者

入札参加者は入札参加資格の申請時に、委員と「資本面又は人事面において密接な関連がないこと」を確認済である。

その上で、委員への聞き取りの中で、これ以外にも関係性が認められた入札参加者に、委員とどのような関係性を有しているか及び「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実はなかったかについて聞き取りを行った。

4 調査内容

(1) 利害関係の確認

国等の公募手続きにおける利害関係の範囲を参考に、以下の関係性の有無を追加で確認する。

- ① 現在又は直近5年間において、委員が入札参加者に所属している。
- ② 現在において、委員の親族(父母、祖父母、配偶者、子、兄弟姉妹、同居人)が入札参加者の役員である。
- ③ 現在又は直近5年間において、委員が入札参加者からの寄附の受領、入札参加者との共同研究等を行っている。
- ④ その他、入札参加者と社会通念上疑義を生じさせる関係がある。

(2) 本事業についての委員への接触の確認

「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実の有無について確認する。

5 調査結果

(1) 委員への聞き取り

7名の委員に聞き取りを行った結果、福岡市に申出を行った委員1名が、複数の応募グループに属する入札参加者合計3社（それぞれ「A社」「B社」「C社」とする。）と前記4(1)③に該当する関係性があることがわかったが、いずれの入札参加者についても「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実は確認されなかった。

(2) 入札参加者への聞き取り

委員との関係性が認められた3社の入札担当者や研究担当者などから聞き取りを行った結果、当該関係性については委員からの聞き取り結果と一致しており、いずれの入札参加者についても「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実は確認されなかった。

(3) 調査により確認された事実

①委員1名は、5年以前から現在に至るまで A社から資金的支援を受けて共同で研究活動を行っている。また、A社の社員が研究員として、当該委員の勤務先に常駐している。

なお、A社からは、令和8年度以降共同での研究活動の申し入れがあったことから、当該委員は、利害関係等の規定に抵触しないか確認をしたい旨の申出を福岡市に行った。

②当該委員は、5年以前から令和6年度まで、委員が所属する研究室が B社から資金的支援を受けるとともに、共同で研究活動を行っていた。

③当該委員は、約4年前から現在に至るまで、当該委員が所属する研究会に C社が参加し、共同で研究活動を行っている。

④A社、B社及びC社のいずれも、上記①～③の研究活動の関係者は、本事業の入札に関与していない。

⑤A社、B社及びC社のいずれからも「選定委員会の設置日以降に、本事業について接触を試みた」事実は確認されなかった。

6 総括

- ① 今回の調査により確認できた委員と入札参加者との関係性は、入札参加資格の要件である「選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人面において密接な関連がある者ではないこと」に違反するものはなかった。
- ② いずれの入札参加者についても「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実は確認されなかった。

以上のことから、入札参加資格など入札の要件に違反する事実は確認されなかった。

しかしながら、委員就任以降も含め継続的に複数の入札参加企業から資金的な支援を受けて共同で研究活動を行っていたことや、入札参加企業の社員が委員の勤務先に常駐して委員と接触できる状況であったことは、本事業の入札手続きについて不正な働きかけがあったのではないかと疑われるなど「公正に入札を執行できない事由が生じるおそれ」があったものと考えられる。(入札説明書 第4、2、(9))。